

1. 生活困窮者自立支援法について
2. 平成27年度における神戸市の実施状況
3. 平成28年度における神戸市の取り組み
 - (1) 総合的なくらし支援体制の構築
 - (2) 自立支援事業の充実

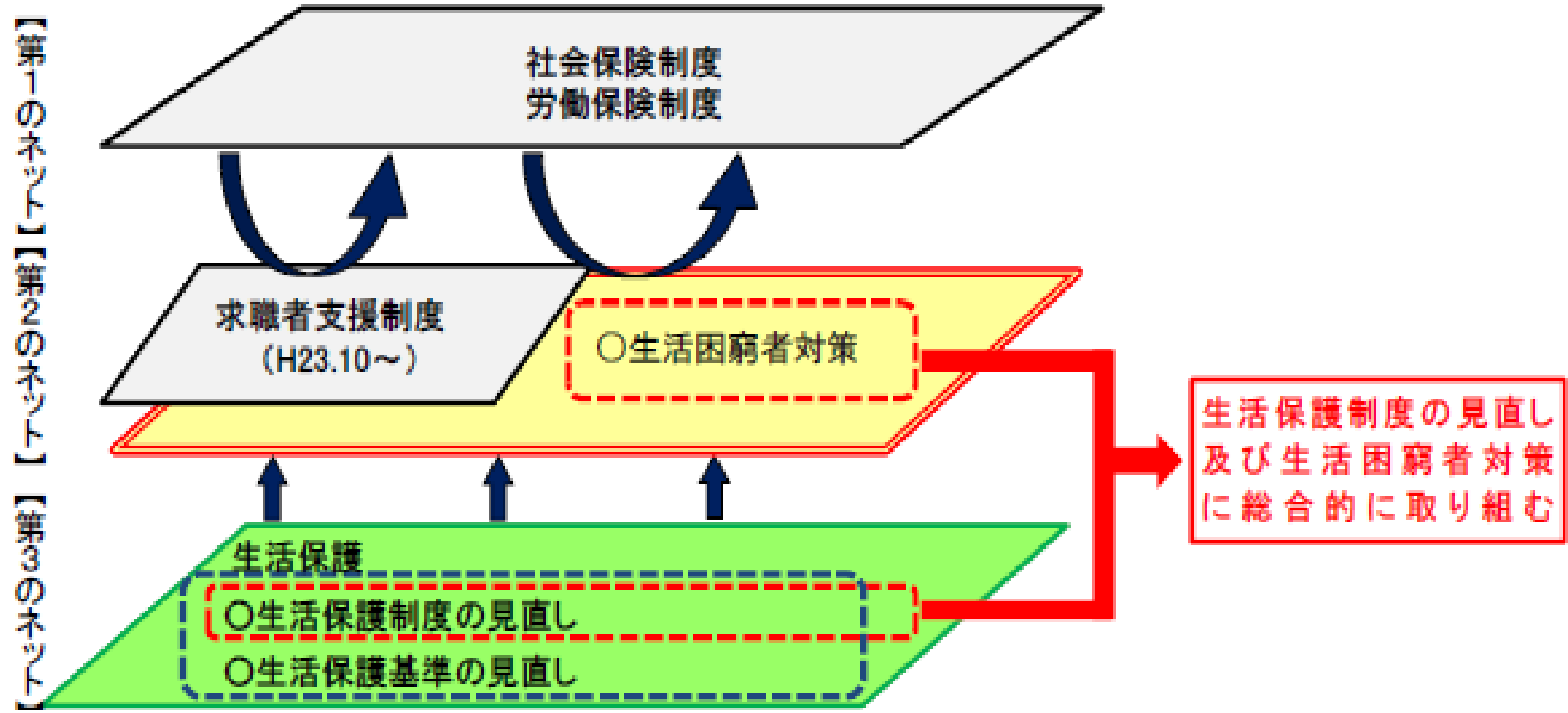
生活困窮者自立支援法について

生活困窮者に対する支援を「早期に」「包括的に」実施することで、経済的・日常生活・社会生活における自立を支援できるよう新しい支援制度が創設されました。

厚生労働省 生活困窮者支援制度全国担当者会議資料より抜粋

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



生活困窮者自立支援法について

○生活困窮者自立支援法(抜粋)平成27年4月1日施行

(目的)

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る

(生活困窮者とは)

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

○法定の事業

【必須事業】

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 住居確保給付金

【任意事業】

- (1) 就労準備支援事業
- (2) 一時生活支援事業
- (3) 家計相談支援事業
- (4) 学習支援事業

【認定事業】

- (1) 就労訓練事業

※いわゆる「中間的就労」

事業所の自主事業

○法の理念(厚生労働省)

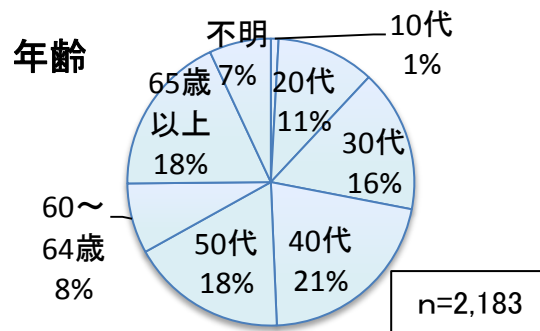
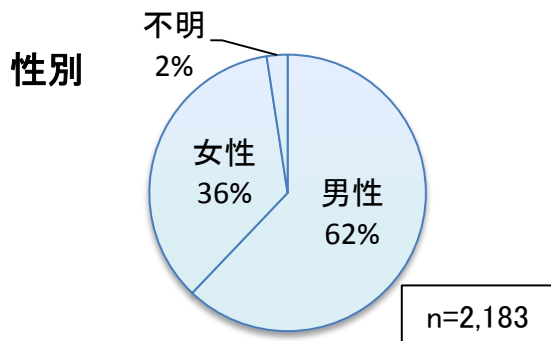
- (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

平成27年度における神戸市の実施状況

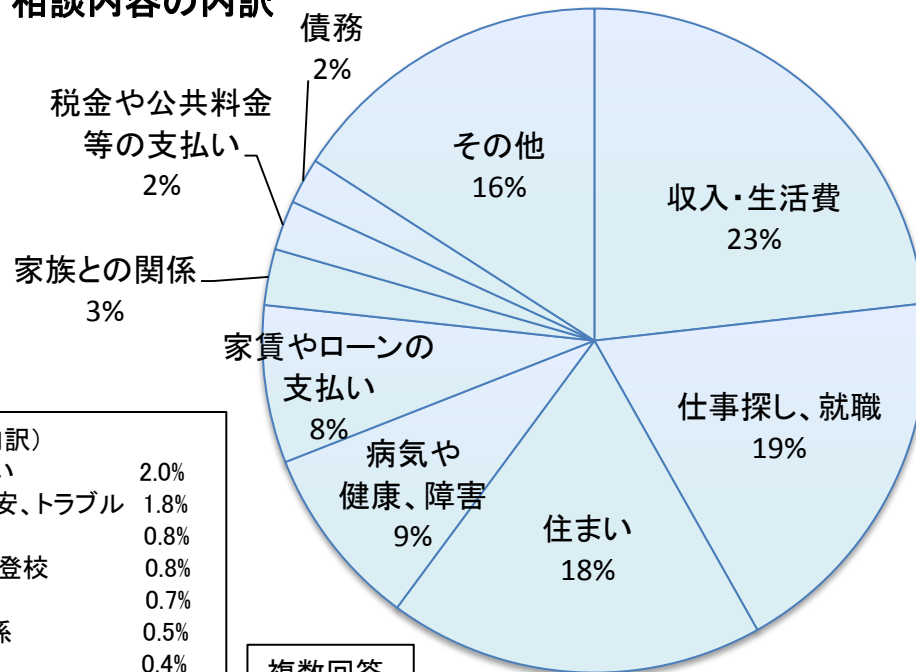
平成27年度 自立相談支援の実績(年間)

	延べ相談件数	実相談件数	継続支援件数
合計	9,073件	2,183件	1,391件

※各区「くらし支援窓口(11か所)」「一時生活支援センター(1か所)」における自立相談支援の合計



相談内容の内訳



(その他の内訳)

食べ物が無い	2.0%
仕事上の不安、トラブル	1.8%
子育て	0.8%
ひきこもり不登校	0.8%
介護	0.7%
地域との関係	0.5%
DV虐待	0.4%
その他	9.0%

複数回答

平成27年度における神戸市の実施状況

平成27年度 任意事業等の実績(年間)

事業名	事業利用者数
住居確保給付金	91件
臨床心理士サポート事業	91件
就労準備支援事業	112件
一時生活支援事業	223件
学習支援事業	410件

※生活保護受給者の利用者数を含む。

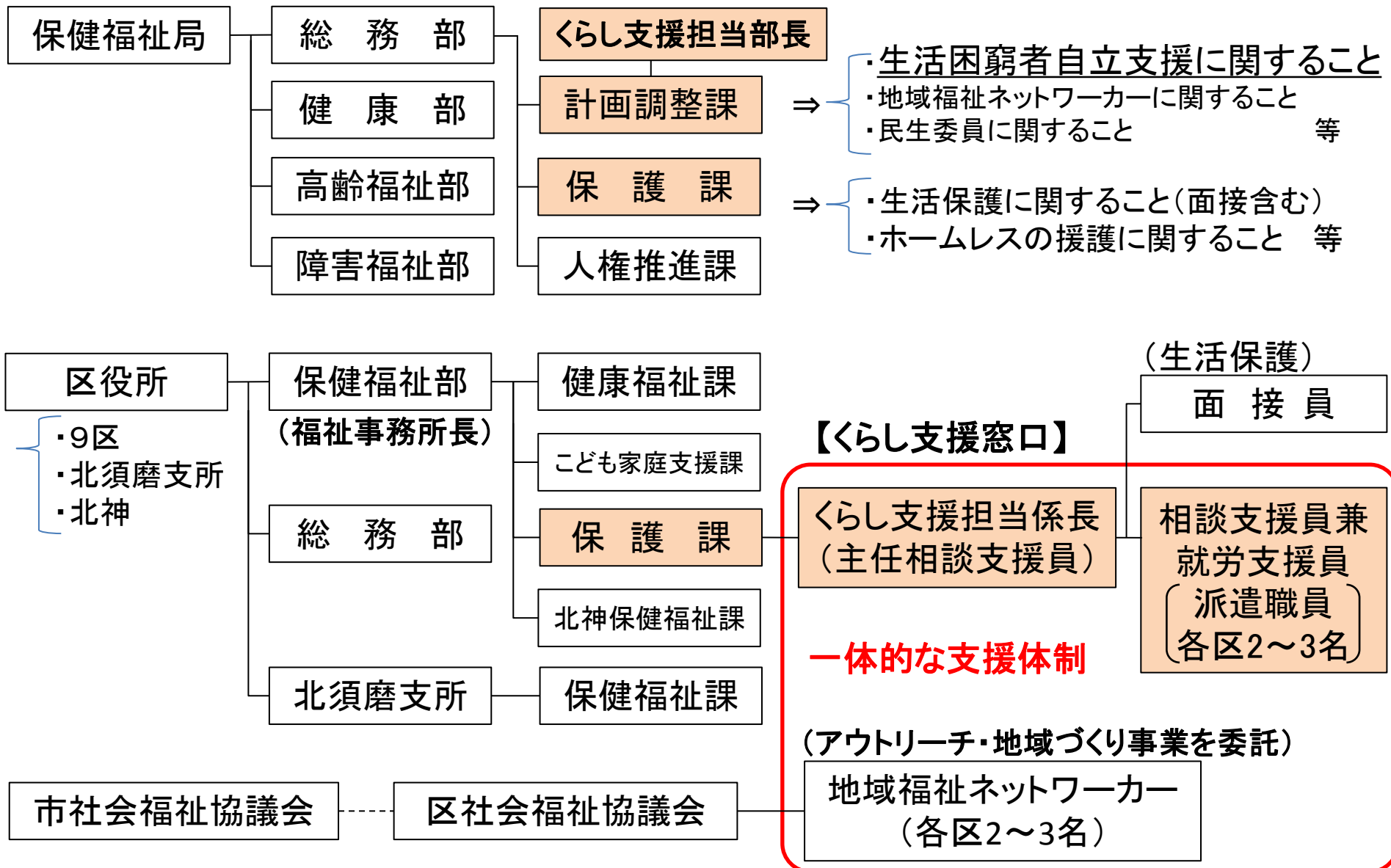
平成28年度における神戸市の取り組み

1. 様々な福祉課題に対応するため、本庁組織の体制強化
○保健福祉局総務部に「くらし支援担当部長」を新設
2. くらし支援窓口の体制・相談機能の強化
○各区に「くらし支援担当係長」を新設(11名)
3. 地域福祉ネットワークの配置によるアウトリーチ機能の創設
○「くらし支援窓口」のアウトリーチ・地域づくりを専門に担う地域福祉ネットワークを新に配置(+11名)
4. 任意事業等の充実
○生活困窮者等の学習支援事業の拡大
○家計相談支援事業の新規実施
○生活困窮者に対する中間的就労の場の確保に向けた取り組み

- ・生活困窮者自立支援に関する事務は、生活保護と同様に、福祉事務所長委任事務として実施
- ・必須事業(自立相談支援事業・住居確保給付金)は、福祉事務所で直営
- ・任意事業(就労準備支援事業等)は、NPO法人・社会福祉法人等に委託

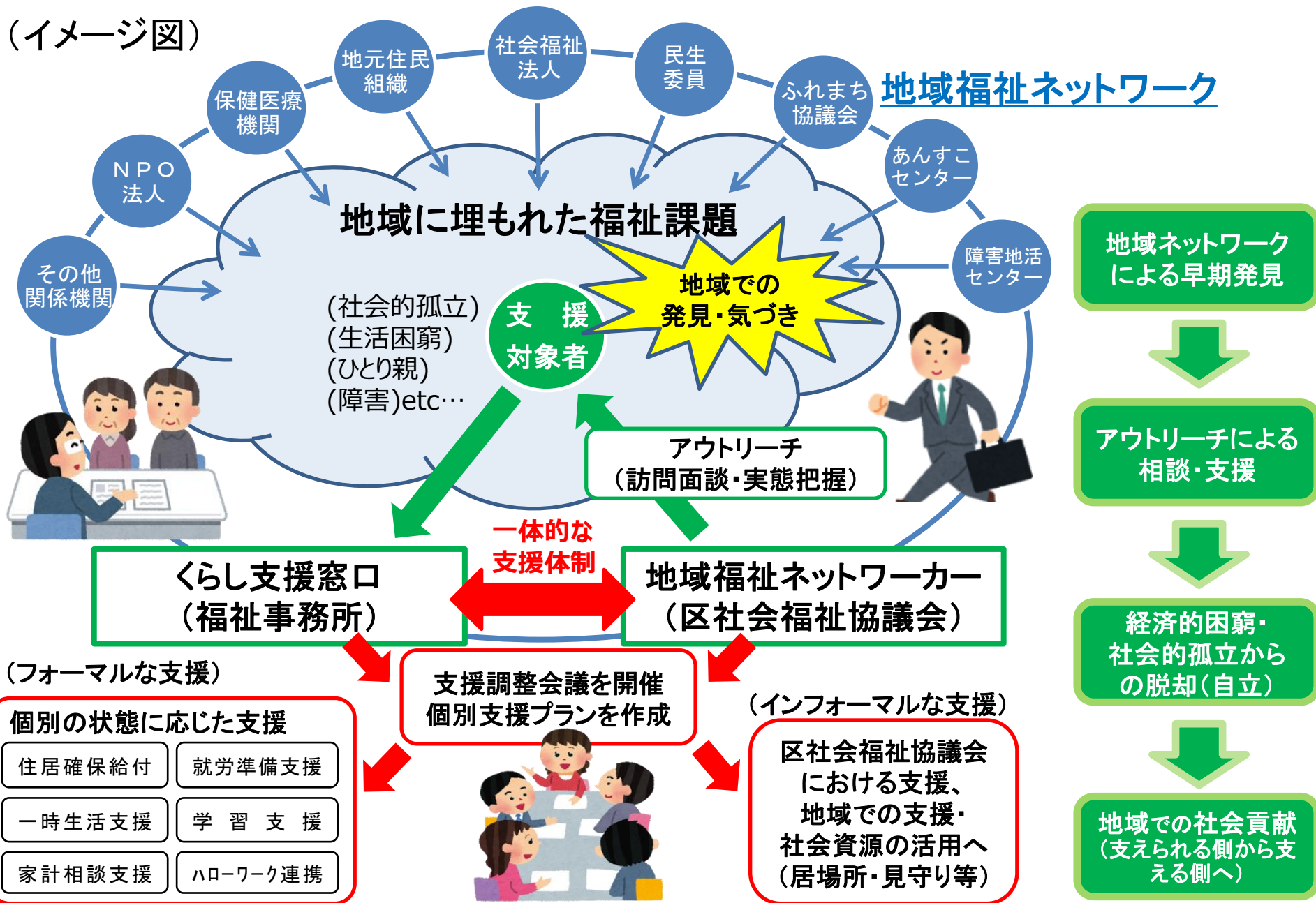
平成28年度における神戸市の取り組み

■実施体制(平成28年度)



総合的なくらし支援体制の構築

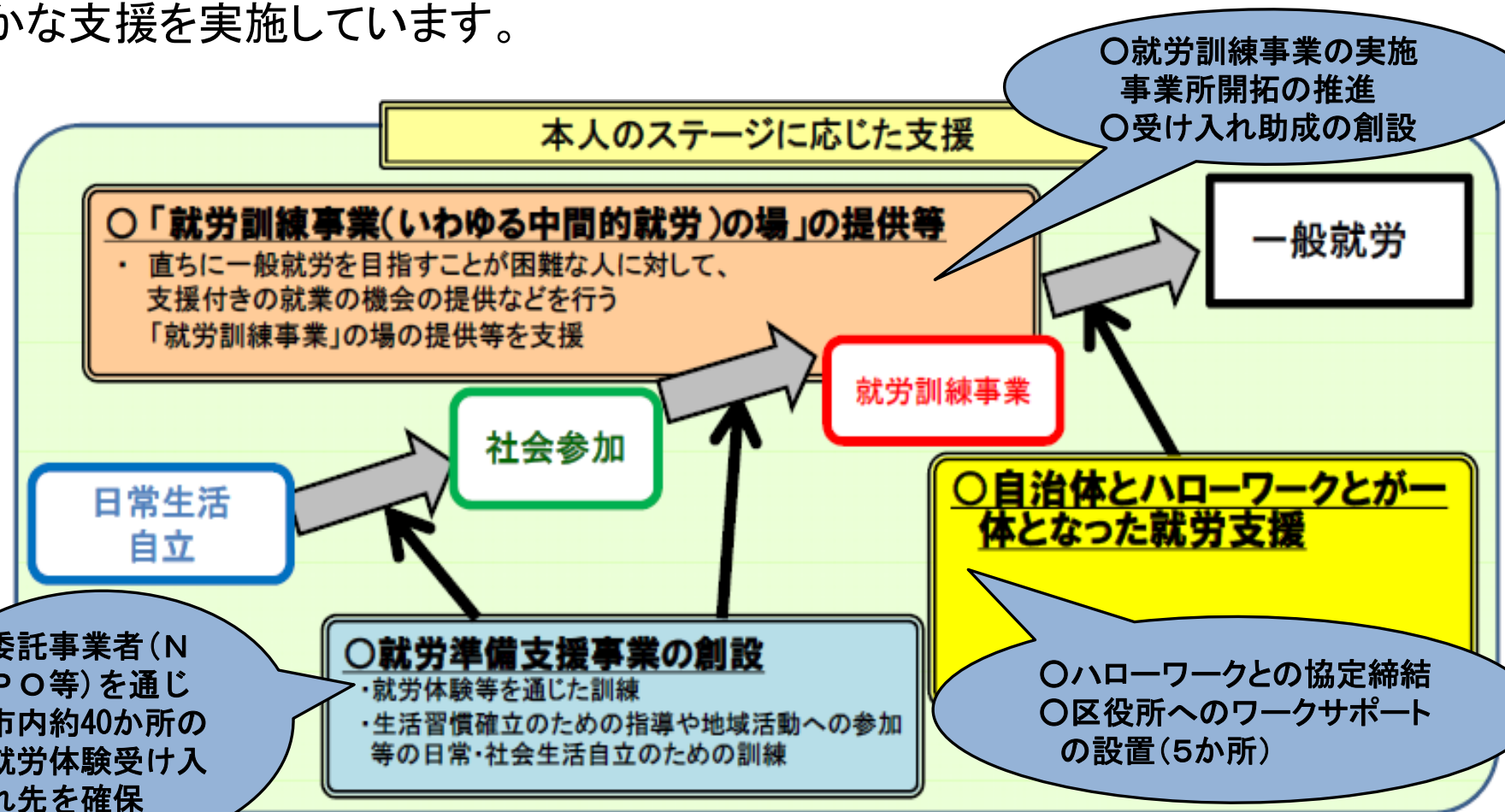
(イメージ図)



総合的なくらし支援体制の構築

■ 就労支援の充実

生活困窮者自立支援にあたっては、「しごとづくり」「居場所づくり」が重要であると考えており、個別の状況や本人のステージに応じて、「就労準備支援事業」・「就労訓練事業」・ハローワークの事業を組み合わせるなど、きめ細やかな支援を実施しています。



自立支援事業の充実

①住居確保給付金

離職や廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある方に、家賃相当の住居確保給付金を支給するとともに、就職に向けた支援を行います。

「くらし相談窓口」の相談支援員が支援を実施しています(直営)。

- ・支給額 単身40,000円、2人世帯48,000円など
(生活保護住宅扶助基準に準じた限度額)
- ・支給期間 原則3か月間(求職活動状況等により最長9か月間)
- ・支給要件 ①離職後2年以内、65歳未満
②収入が、単身8.4万円・2人世帯13.0万円などの基準額以下
③資産が、収入基準額の6倍(ただし100万円を超えない)以下
④求職活動として、月4回以上くらし支援窓口での面接、
月2回以上ハローワークでの職業相談を受けること など



②臨床心理士サポート事業

相談支援において、稼働能力の判定が困難な者や、心理的なフォローが必要と判断される者に対して、臨床心理士が各種発達検査・心理テストを行い、職業適性の判定、心理的な支援を行います。

NPO法人等に委託して実施しています。

自立支援事業の充実

③学習支援事業

生活困窮世帯の子どもに対し、高校進学を目的とした学習支援を実施します。あわせて、保護者に対する養育支援なども行います。いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るための一助になると考えています。

NPO法人等に委託して実施しています。

- ・対象者 「くらし支援窓口」で継続した支援を受けている世帯及び生活保護を受けている世帯の子ども(主に中学生とその親)
- ・支援内容
 - ①1年間を通じて、週2回の学習会の実施
 - ②保護者との面談による養育相談や進学相談
 - ③高校進学後における継続した支援



【H28年度の取り組み】

全ての区(12か所)で通年型により実施。H27年度は5か所で通年型を実施、その他7か所は夏季短期集中型を実施。

自立支援事業の充実

④家計相談支援事業

専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じます。

家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援します。

NPO法人等に委託して実施しています。

【H28年度の取り組み】

H27年度は未実施であったが、H28年度から新規実施。
全ての区を対象に、予約制により家計相談支援員が巡回。



⑤一時生活支援事業

安定した住居がなく、自立に向けた支援を必要としている生活困窮者に対して、一時的な宿泊場所や衣食の提供等を行います。ホームレスを主な対象者として、生活相談や宿泊場所(カプセルホテル等)の提供などを実施します。

NPO法人等に委託して実施しています。

自立支援事業の充実

⑥就労準備支援事業

直ちに一般就労が困難であり、日常生活・社会生活の自立など、包括的な支援が必要な原則15歳以上65歳未満の生活困窮者に、一定の期間内に限り、就労に必要なそれぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

NPO法人等に委託して実施しています。

【H28年度の取り組み】

H27年度は3事業者に委託、H28年度からは4事業者に委託し、各事業者の特徴を活かして、より多様な支援を実施。



⑦就労訓練事業（中間的就労）の推進

市内の事業者が、生活困窮者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な就労訓練（中間的就労の場の提供）を実施する場合、その申請に基づき、基準に該当する場合、市長が認定を行います。

【H28年度の取り組み】

生活困窮者の受け入れに対する助成制度を制定するなど、事業所のサポートを行う。